

平成22年度環境技術実証事業「小規模事業場向け有機性排水処理技術分野」 実証試験の対象技術の募集について（ご案内）

環境技術実証事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証することにより、環境技術を実証する手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的として、環境省が行っている事業です。

この度、大阪府は、平成22年度の有機性排水処理技術分野の実証機関に選定されました。つきましては、実証試験の対象となる技術を募集いたします。

1. 実証試験の対象技術等

（1）募集する排水処理技術

① 対象となる排水

・小規模事業場（日排水量 50m³ 未満を想定）である厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水

② 対象となる技術

生物学的処理、物理化学的処理、及びその組合せ（ハイブリット）法で、以下の要件に合致する排水処理技術を対象とします。

- ・開発中の技術ではなく、商業的に利用可能な技術であること
- ・後付け可能なプレハブ型等、低コストかつコンパクトで、メンテナンスが容易な技術であること

※総合的な排水処理技術のほか、特定の汚濁物質の除去を目的とした排水処理技術、汚泥に関する技術も対象とします。

※薬剤・微生物製剤を既存排水系統に投入するだけの技術は除きます。詳しくは大阪府環境農林水産総合研究所までお問い合わせください。

（2）実証試験実施場所

- ・実証試験実施場所は、すでに装置が設置されている場所又は実証試験計画の作成開始予定時期までに確実に装置が設置できる場所を提案してください。
- ・大阪府が実証機関となり実証試験を実施することから、実証試験実施場所は、原則として大阪府内又はその近隣地域とします。

2. 申請者の要件

- ・対象となる技術を保有する者であること
- ・実証試験実施場所を提案できることなど、「小規模事業場向け有機性排水処理技術実証試験要領[第3版]（平成22年5月14日財団法人日本環境衛生センター（実証運営機関）、環境省水・大気環境局）」で定められた事項を遵守できること。

※実証試験要領は、財団法人日本環境衛生センターの環境技術実証事業のホームページ（<http://www.jesc.or.jp/info/tech.html>）を参照して下さい。

- ・技術実証に関する実証機関の運用方法を定めた「技術実証に係る申請・実施に関する要領」で定められた事項を遵守できること。

※この要領は、大阪府環境農林水産総合研究所の環境技術実証事業のホームページ（<http://www.epcc.pref.osaka.jp/center/etech/model/index.html>）を参照して下さい。（実証申請書様式もダウンロードできます。）

3. 対象技術の申請及び実証技術選定について

(1) 申請方法

本事業に参加希望の企業は、下記の書類を各10部（正本1部、写し9部）ご提出ください。（下記7. の申請先までお申し込み下さい。）

①申請技術についての資料

- ・実証申請書（別添2）

申請書に以下の書類を添付してください。

- 技術・製品の技術仕様書
- 自社試験結果
- 実証試験実施場所所有者による、実証試験の許可文書
- 運転及び維持管理マニュアル

②その他（パンフレット等）

(2) 募集期間

平成22年6月24（木）～平成22年7月26日（月）必着（郵送又は持参）

(3) 書類選考及び実証技術選定等について

別紙申請様式にて申請していただいた後、書類選考及び技術実証委員会での意見を踏まえ、総合的に判断した上で、対象となる技術を選定し、実証運営機関の承認を得て決定します。なお、対象技術の選定は、実証試験要領に示されている形式的要件、実証可能性及び環境保全効果等の観点に照らして行います。

また、選定結果については、申請者に個別に通知するとともに、採用技術を公表することとしておりますが、選定経過については非公開とし、問い合わせにも応じられません。

4. 費用負担

- ・実証対象機器の運転及び維持管理に要する費用、追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用は、申請者の負担となります。
- ・実証対象機器の運搬、設置、撤去等が必要な場合は、その費用は申請者の負担となります。
- ・実証試験に係る実費（サンプリング・分析費等）は、申請者から手数料（※以下の手数料想定額を参照）を徴収させていただくことになっております。（納付先：実証運営機関（財）日本環境衛生センター）

※実証試験に係る手数料額は、実証技術の内容、試験実施場所及び実証試験の項目等により異なりますが、申請者と調整し、試験計画の内容が確定した後、積算した上で決まることとなり、原則、実証試験開始前に納付していただくこととなります。なお、実証試験項目の変更等が生じた場合には、手数料額は改めて確定することとなります。

<対象技術の処理方法による手数料想定額>

- ・生物学的処理 160～280万円程度※
- ・物理化学的処理 120～160万円程度※
- ・ハイブリッド 250～360万円程度※
- ・その他、技術実証委員会の運営、実証試験計画の策定、実証試験結果報告書の作成等は、実証運営機関からの委託により大阪府が行います。

※今年度から、実証申請者が既に取得しているデータの一部又は全部に妥当性があると判断された場合、既存データの活用により実証試験に代えることができます。
その場合、不足分の実証試験分のみの手数料徴収ですので、上記想定額以下となります。

5. 平成22年度のスケジュールについて

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象技術の公募・選定	←→									
実証試験計画の策定			←→							
実証試験の実施					←→					
実証試験結果報告書の作成									←→	
環境省へ報告・公開										↔
技術実証委員会（年4回）			◎ 技術の選定		◎ 計画書策定 への助言		◎ 実証試験に 対する助言		◎ 報告書策定 への助言	

※実証試験の終了後に実証試験結果報告書を作成し、環境省のホームページを通じて報告書が公表される予定です。

6 その他

- ・ 特許に関する調整事項がある場合は事前に調整を済ませておいてください。
- ・ 本件につきましては可能な限り情報を公開していくこととしておりますが、公開できない情報につきましては別途相談ください。

7 問い合わせ先及び申請書提出先

大阪府環境農林水産総合研究所 企画調整部 研究調整課 （原野、河野）
 〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3-62
 TEL 06-6972-7634
 FAX 06-6972-7685
 E-mail etech@mbox.epcc.pref.osaka.jp

なお、環境技術実証事業全般については環境省の以下のホームページに詳しく紹介されていますので参考にしてください。

【 環境技術実証事業ホームページ <http://www.env.go.jp/policy/etv/> 】